

# [ 石綿取扱い作業従事者特別教育カリキュラム ]

## <対象者>

石綿が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業従事者

## <根拠法令>

石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第21条第2項の規定に  
基く石綿使用建築物等解体等業務特別教育規程により平成17年7月1日からの適用  
平成17・3・31 厚生労働省告示第132号

改正 平成18・2・16 厚生労働省告示第60号

## <カリキュラム>

講習内容	1. 石綿等の有害性	0. 5時間
	2. 石綿等の使用状況	1. 0時間
	3. 石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置	1. 0時間
	4. 保護具の使用方法	1. 0時間
	5. 前各号に掲げるもののほか、石綿等のばく露の防止に関し必要な事項	1. 0時間
	合計	4. 5時間